

監査委員公表第621号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した平成29年度の定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月30日

大分県監査委員 首 藤 博 文
大分県監査委員 長 野 恭 子
大分県監査委員 末 宗 秀 雄
大分県監査委員 吉 岡 美 智 子

平成29年度定期監査に係る年間監査結果報告

第1 年間監査結果報告の趣旨

平成29年度の定期監査の結果を取りまとめるとともに監査意見を添えて、その概要を報告する。

なお、監査対象機関ごとの定期監査の結果については、平成29年9月1日、同年12月1日及び平成30年3月30日付けで議会及び知事等に報告し、公表済みである。

第2 監査の概要

1 監査の対象

平成29年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理とした。

ただし、平成29年8月21日以降に監査を実施した対象機関（中津児童相談所を除く。）については、前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月末までの期間における財務に関する事務の執行とした。

2 監査の実施

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、企業局、病院局、教育庁（教育機関も含む。）及び警察本部の全264監査対象機関について、平成29年4月11日から平成30年1月31日までの期間において実施した。

部局ごとの監査対象機関数は次表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	136
議会事務局	1
人事委員会事務局	1
労働委員会事務局	1
監査事務局	1
企業局	1
病院局	1
教育庁及び教育機関	78
警察本部	44
合 計	264

3 監査の実施方法

監査対象機関に対し、実地監査224機関、書面監査40機関を次の方法により実施した。

- (1) 実地監査は、監査事務局職員による現地での職員監査の結果を踏まえ、監査委員が監査対象機関の長から事務事業の執行状況等を聴取するとともに、関係書類等の調査、照合及び質疑又は意見交換等の方法により実施した。

また、必要に応じて現地調査等を実施した。

(2) 書面監査は、監査事務局職員による現地での職員監査の結果を踏まえ、監査委員が監査調書等の監査資料に基づき実施した。

4 監査の方針

(1) 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、正確性、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

(2) 監査の重点項目

リスクが大きいもの、是正効果の大きいもの、経済性、効率性等の観点から必要なものの中から横断的な検証を要するものについて重点項目を設定し、監査を実施した。

ア 支出事務

○特殊勤務手当の支給事務

特殊勤務手当に係る支給事務が適正に行われているかなどの、主に合規性の観点から検証した。

イ 収入事務

○行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用許可及び使用料、庁舎等管理費の徴収が適正に行われているかなどの、主に合規性の観点から検証した。

(3) 事務事業監査

各部局の事業の中から7事業を選定して、その一連の財務事務を対象に、その正確性、合規性はもとより、事業の成果等を把握した上で、執行に係る経済性、効率性及び有効性について、監査を実施した。

なお、対象事業は次表のとおりである。

部局名等	監査対象事業
企画振興部	地方バス路線維持対策費 生活交通路線支援事業
福祉保健部	おおいた出会い応援事業
生活環境部	自主防災活動促進事業
商工労働部	地域牽引企業創出事業
農林水産部	鳥獣被害総合対策事業
土木建築部	特定建築物耐震化促進事業

第3 監査の結果

1 年間監査結果の概要

監査を実施した264機関のうち、81機関において、13件の指摘事項及び100件の注意事項があった。

その他の183機関においては、指摘事項及び注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に執行されたものと認められた。

部局ごとの監査対象機関数及び監査結果の一覧は、次表のとおりである。

なお、指摘事項及び注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認めら

れるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

〈部局ごとの指摘事項及び注意事項の件数（監査結果の処理区分別に表示）〉

	総務部	企画振興部	福祉保健部	生活環境部
監査対象機関数	23	9	21	13
指摘事項（小計）	1	1	0	0
予算執行				
収入事務				
支出事務	1			
契約事務				
工事の執行				
財産管理		1		
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	17	1	14	3
予算執行				
収入事務	7		3	
支出事務	6	1	7	2
契約事務			1	
工事の執行				
財産管理	4		3	1
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
合計	18	2	14	3

	商工労働部	農林水産部	土木建築部	国民文化祭・ 障害者芸術文化祭局
監査対象機関数	13	28	25	2
指摘事項（小計）	0	1	4	0
予算執行				
収入事務			1	
支出事務				
契約事務			2	
工事の執行				
財産管理		1	1	
許認可事務				

事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	5	10	14	0
予算執行			2	
収入事務	2		3	
支出事務		4	5	
契約事務	2	1	1	
工事の執行				
財産管理	1	5	1	
許認可事務			1	
事務事業の執行			1	
その他				
合計	5	11	18	0

	会計管理局	議会事務局	人事委員会 事務局	労働委員会 事務局
監査対象機関数	2	1	1	1
指摘事項（小計）	1	0	0	0
予算執行				
収入事務	1			
支出事務				
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	0	0	0	0
予算執行				
収入事務				
支出事務				
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
合計	1	0	0	0

	監査事務局	企業局	病院局	教育庁及び 教育機関
監査対象機関数	1	1	1	78
指摘事項（小計）	0	0	2	3
予算執行				
収入事務				
支出事務			2	2
契約事務				1
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				

注意事項（小計）	0	1	3	28
予算執行				
収入事務				4
支出事務			2	22
契約事務				
工事の執行				
財産管理		1	1	
許認可事務				
事務事業の執行				2
その他				
合計	0	1	5	31

	警察本部	総計
監査対象機関数	44	264
指摘事項（小計）	0	13
予算執行		
収入事務		2
支出事務		5
契約事務		3
工事の執行		
財産管理		3
許認可事務		
事務事業の執行		
その他		
注意事項（小計）	4	100
予算執行		2
収入事務		19
支出事務	1	50
契約事務		5
工事の執行		
財産管理	3	20
許認可事務		1
事務事業の執行		3
その他		
合計	4	113

2 指摘事項

7 部局において13件の指摘事項があった。

監査対象機関	監査結果
(総務部)	
北部振興局	公用車の車検に要した経費の支払について、著しく遅延している事例が多数認められた。
(企画振興部)	
大阪事務所	チャージ方式の交通系ICカードICOCAについて、使用履歴の一部が確認できない事例が前回定期監査に引き続き認められた。
(農林水産部)	
農林水産研究指導センター畜産研究部	物品に損害を生じさせた事例が認められた。
(土木建築部)	
豊後高田土木事	港湾施設の使用料、道路占用料等について、異なる区分の使用料単価

務所	により算定するなど、過小又は過大に調定のうえ収納していた事例が複数認められた。
別府土木事務所	地盤変動影響建物等事前調査委託業務契約について、調査対象面積の増加に伴い変更契約が必要であったにもかかわらず、変更契約を行っていない事例が認められた。
佐伯土木事務所	① 港湾等維持補修業務委託について、長期にわたり契約を締結することなく、業者に業務を行わせている事例が認められた。 ② 佐伯港県営2号上屋の管理について、許可をしていない場所が使用されており、公共施設として必要な管理が行われていない事例が認められた。
(会計管理局)	
用度管財課	行政財産の目的外使用許可及び行政財産の貸付けに係る庁舎等管理費について、使用実態の確認不足などにより、長期にわたり過小又は過大に徴収している事例が認められた。
(病院局)	
病院局	① 学会の参加費について、資金前渡職員が精算時に領収書を提出しなかったため、他の職員が別の領収書を基に作成した証拠書類を添付し、精算手続きを行っている事例が認められた。 ② 特殊勤務手当のうち特別診療手当について、医師が解剖、手術、救急医療又は容態が著しく悪化した患者の診療業務に従事したときに支給するとしているにもかかわらず、看護師採用試験、医学会総会、資料整理などの業務に当該手当を支給していた事例が認められた。
(教育庁及び教育機関)	
教育人事課	特殊勤務手当について、平成28年度の修学旅行引率指導の業務に従事した全ての職員に対して、手当を支給していない事例が認められた。
義務教育課	緊急支援スクールカウンセラーの報酬及び費用弁償について、支払が数ヶ月遅延している事例が多数認められた。
九重青少年の家	アスレチック施設建替工事において、入札書に記載不備があった業者と契約を締結した事例が認められた。

3 注意事項

掲載を省略する。(公表済)

4 監査の重点項目

監査結果は以下のとおりである。

(1) 支出事務

○特殊勤務手当の支給事務

ア 指摘事項

- ・特殊勤務手当のうち特別診療手当について、医師が解剖、手術、救急医療又は容態が著しく悪化した患者の診療業務に従事したときに支給するとしているにもかかわらず、看護師採用試験、医学会総会、資料整理などの業務に当該手当を支給していた事例が認められた。(病院局)
- ・特殊勤務手当について、平成28年度の修学旅行引率指導の業務に従事した全ての職員に対して、手当を支給していない事例が認められた。(教育人事課)

イ 注意事項

- ・特殊勤務手当について、用地交渉業務に従事した又は従事していない職員に対して、手当を支給していない又は過大に支給している事例等が認められた。

(西部振興局)

- ・特殊勤務手当について、用地交渉等の業務に従事した職員に対して、手当を支給していない事例が前回定期監査に引き続き認められた。(豊肥振興局大野川上流開発事業事務所)
- ・特殊勤務手当について、県税の賦課徴収事務に従事した又は従事していない職員に対して、手当を支給していない又は過大に支給している事例が認められた。(日田県税事務所)
- ・特殊勤務手当について、精神障害者等訪問指導業務に従事した職員に対して、手当を支給していないなど、過小又は過大に支給している事例が認められた。(障害福祉課)
- ・特殊勤務手当について、精神障害者等訪問指導業務及び狂犬病予防作業業務に従事した職員に対して、手当を支給していない事例が認められた。(東部保健所)
- ・特殊勤務手当について、有毒農薬を使用する農作物等の害虫防除作業に従事した職員に対して危険物取扱手当を支給していない事例が認められた。(農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ、三重総合高等学校)
- ・動物死骸処理等作業手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず手当を支給していない事例が複数認められた。(中津土木事務所)
- ・特殊勤務手当について、特別診療業務や分べん業務の実績確認が不十分であったことから、過大又は過小に支給している事例が認められた。(病院局)
- ・特殊勤務手当について、支給対象となる日の対外運動競技等引率指導業務に対して、手当を支給していない事例が認められた。(日出総合高等学校、大分工業高等学校)
- ・特殊勤務手当について、部活動指導の業務を行っていないにもかかわらず、手当を支給している事例が認められた。(大分舞鶴高等学校)
- ・特殊勤務手当について、対外運動競技等引率指導業務に該当しない生徒引率に対して、手当を支給しているなど、過大に支給している事例が認められた。(海洋科学高等学校)
- ・特殊勤務手当について、支給対象とならない日の部活動指導の業務に対して、手当を支給するなど、過大又は過小に支給している事例が認められた。(佐伯鶴城高等学校)
- ・特殊勤務手当について、支給対象となる日の修学旅行等引率指導の業務に対して、手当を支給していない事例が認められた。(竹田高等学校、日田三隈高等学校)
- ・特殊勤務手当について、支給対象となる日の対外運動競技等引率指導の業務に対して、手当を支給していないなど、過小又は過大に支給している事例が認められた。(日田高等学校)

(2) 収入事務

○行政財産の目的外使用許可

ア 指摘事項

- ・行政財産の目的外使用許可及び行政財産の貸付けに係る庁舎等管理費について、使用実態の確認不足などにより、長期にわたり過小又は過大に徴収してい

る事例が認められた。(用度管財課)

イ 注意事項

- ・行政財産の目的外使用料について、調定が遅延したために条例に定める期日までに徴収していない事例が前回定期監査に引き続き認められた。(産業科学技術センター)
- ・水産研究部庁舎について、使用を許可していない場所が占用されており、公共施設として必要な管理が行われていない事例が認められた。(農林水産研究指導センター水産研究部)
- ・教育財産目的外使用許可に係る庁舎等管理費について、調定を行っていないなどの事例が認められた。(別府鶴見丘高等学校)

5 事務事業監査

監査結果

監査を実施した地方バス路線維持対策費ほか6事業については、特に指摘する事項は認められなかった。

第4 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、平成29年度に実施した定期監査結果の報告に添えて意見を提出する。

1 財務に関する事務の執行

(1) 現金出納事務

現金出納事務については、紛失、盗難等のリスクがあり適正な事務処理を行うことが求められるため、これまでも繰り返し監査意見として取り上げてきたところである。

しかし、今年度の定期監査においても、領収した現金を会計規則が定める期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例や、領収した現金を現金出納表に記載していない事例などが散見された。

こうした事例の主な原因として、会計規則を誤って解釈していたことや、担当職員が出張や休暇等で不在であったこと、担当職員の注意不足による失念や単純な誤りが挙げられる。

規則を誤って解釈していたものとして、夜間金庫に現金を持ち込んだり、搬送受託業者に現金を引き渡したことを払込みと誤認していた事例があったが、このような誤認しやすい事項については、マニュアルや手引等へ明記し、研修等で周知するなどにより、再発防止を図るよう努められたい。

また、担当職員の不在や失念等を原因とするものについては、出納員等が気付いておらず組織としての体制が十分に機能していない結果と考えられる。現金の取扱いに当たっては、出納員等及び担当職員は、事務の重要性を再度認識し、会計規則等に基づき、細心の注意を払いながら適正に日々の事務を処理するよう努められたい。

(2) 適切な支払時期

公用車の車検に要した経費、スクールカウンセラーの報酬及び費用弁償、非常勤職員の旅費について、支払が著しく遅れていた事例や、職員給与について、条例等で定める支給日から遅れて支給している事例が散見された。

この中には、請求書受領後11か月を超えて支払うなど、支払時期を甚だしく徒過しているものもあった。

支払が遅延した主な原因として、担当職員が事務処理に不慣れであったことや、担当職員に任せきりで、組織としてのチェック体制が十分に機能していなかったことが挙げられる。

支払の遅延は、相手方に経済的な負担を与えることになり、場合によっては、遅延利息も発生し、県に対する信用と信頼を損なう行為であることから、事務処理体制を見直すとともに、会計事務処理の適正化を図り、今後は、適切な時期に支払うよう努められたい。

2 監査の重点項目

(1) 特殊勤務手当の支給事務

医師に対する特別診療手当について、解剖、手術、救急医療又は容態が著しく悪化した患者に対する診療業務を対象としているにもかかわらず、支給対象外の業務に対して手当を支給していた事例や、修学旅行引率指導業務に従事した職員に対して手当を支給していなかった事例などが認められた。

こうした事例の主な原因として、手当実績簿が不十分なため支給対象業務に従事したことを確認できなかったこと、各職員において従事した業務が支給対象であるか否かの判断を誤ったこと、支給事務にかかるチェック体制が不十分であったことなどが挙げられる。

特殊勤務手当の支給事務については、昨年度の監査意見においても支給事務の精度向上を求めたところであるが、依然として支給漏れや過大支給が数多く認められた。手当の支給事務に遺漏がないよう、各職場の実態に応じた手当実績簿の作成や、支給対象職員への職場研修、チェック体制の強化など抜本的な見直しを検討されたい。

(2) 行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用許可について、使用実態の確認不足などにより、長期にわたり過小又は過大に庁舎等管理費を徴収していた事例や、使用許可をしていない場所が占用されていた事例などが認められた。

使用実態の確認不足により過小又は過大に庁舎等管理費を徴収していた事例については、使用許可の対象となる面積・使用者数という基本事項の確認を怠ったことや、事務取扱要領に沿った庁舎等管理費の算定を行っていなかったことに起因するものである。こうした不適切な算定により過小又は過大徴収を続けてきたことは、県民の信頼を損なう行為であることから、所属における複層的なチェックを行うよう努められたい。

また、使用許可をしていない場所が占用されていた事例については、占用面積が増加したことを把握していながら必要な変更手続きを求めなかったことに起因するものであり、変更部分の使用料・庁舎等管理費が未徴収となっていた。同様に、事務取扱要領を正しく理解していないことに起因する不適正な許可や算定誤りが、複数の所属においても散見された。算定誤りの多い項目については算定方法の例示を行うなど、事務取扱要領に沿った統一的な収入事務が行われるよう検討されたい。

3 事務事業監査

地方バス路線維持対策費ほか6事業について事務事業監査を実施した結果、鳥獣被害総合対策事業に関して、次のとおり意見を提出する。

鳥獣被害防止総合対策事業については、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止することを目的とし、市町村の鳥獣被害対策協議会に対し補助金を交付しており、当

該協議会は、イノシシ等による被害を防ぐため、金網柵の設置や捕獲用のわなの設置、初心者講習会の助成などの事業を実施している。

しかし、本事業の目的は、箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲であり箱わな等の購入それ自体ではないにもかかわらず、一部の協議会において、箱わな等の購入が年度末となっていたことなどから、年度内での箱わな等の活用がなされず、結果として交付した補助金が十分に効果を発揮していない事例が認められた。

これは、金網柵の設置に係る協議が遅れていたことや、初心者講習会の受講者数が確定するまで箱わな等を購入しなかったことに起因するものであり、箱わな等が早期に活用され、より効率的な事業執行が図られるよう検討されたい。